



昨年行いました大阪市工業用水道事業における運営権制度の導入に関するアンケート調査にご協力いただきましてありがとうございました。

前回の工水通信(N.o18)でお知らせいたしましたとおり、優先交渉権者を決定しましたので、アンケートの中でいただきましたご質問・疑問点のうち、主なものについて、次のとおり現時点における水道局の認識を掲載いたします。なお今後の優先交渉権者や経済産業省(事業の所管省庁)との調整により、内容を変更する可能性がありますことをご承ください。

本件は、来年度以降の工業用水の供給条件(契約事項)に関するものですので、必ず工業用水道の契約ご担当者さまにご覧いただきますようお願いいたします。

お客さまからのご質問について

【Q1】運営権事業開始日からの工業用水道料金の支払い先は変わりますか

【A1】検針、工業用水道料金の請求について、運営権事業開始月(令和4年4月(令和4年3月のご使用分))は、大阪市水道局にて行いますが、運営権事業開始月の翌月(令和4年5月(令和4年4月のご使用分))からは、運営権者が行うこととなります。従いまして、運営権事業開始月の翌月(令和4年5月)からの口座振替ご希望のお客さまは、新たに口座振替の手続きが必要となります。(現在口座振替のお客さまも手続きが必要となります)手続等については追ってご連絡差し上げます

【Q2】運営権事業期間中に値上げをされることはありませんか

【A2】運営権者には、現行料金水準を保持したうえで事業を運営することとしており、事業環境に著しい変化等が生じ、運営権者の経営努力等をもってしても将来的な事業継続が危ぶまれる場合を除き、基本的に事業期間中の値上げはございません

【Q3】工業用水道の料金はどのようにになりますか

【A3】運営権開始以降、従来の市の料金プランと運営権者が新たに設定する料金プランの2つからお客さまが選択できる設定の提案を受けており、現在、運営権者と調整中です。詳細が決まりましたら、改めてご説明の機会を設けます

【Q4】運営権事業期間はどれくらいですか

【A4】運営権事業期間は、原則、事業開始日(令和4年4月1日)から令和14年3月31日の10年間となりますが、運営権者が延長を希望した場合等、大阪市水道局と運営権者との合意により最長で令和24年3月31日まで延長することができることとなっております

【Q5】運営権制度開始までに何か手続きが必要となりますか

【A5】運営権事業開始前(令和4年1~3月頃を予定)に工業用水の供給に関する手続き(申込等)を運営権者との間で行っていただく必要があります。なお、手続きまでに運営権者の供給規程(現在、大阪市工業用水道給水条例に記載の供給条件をもとに、運営権者で設定する新たな料金プラン等を追加・変更した文書)をお示しさせていただきます



【Q6】工業用水道の水質は変わりますか

【A6】東淀川浄水場において浄水処理する等の工業用水をお送りする方法に変わりはありませんので、事業開始により水質が変化することはありません



【Q7】水道メータの交換は、何か変わりますか

【A7】水道メータの交換につきましては、これまでどおり計量法に規定する検定期間(8年間)以内に 運営権者において取替えさせていただきます



【Q8】今回の運営権事業を行うにあたってユーザー側にメリット・デメリットがありますか

【A8】運営権者がお客さまの対応窓口となり、新料金プラン、新規開始支援策等 のお客さまにとってメリットとなる提案を受けており、現在、運営権者と調整中です。詳細が決まりましたら、改めてご説明の機会を設けます。お客さまはこれまでと変わらず工業用水道をご利用いただけますので、想定されるデメリットは特にございません



【Q9】運営権導入後は、大阪市水道局は工業用水道事業に全く関わらなくなるのですか

【A9】運営権導入後、大阪市水道局は工業用水道に関する資産の保有を行い、運営権者が、工業用水道事業の運営を行うこととなります。大阪市水道局は、業務品質を確保するため、運営権者の事業計画書の承認や工事施工、施設保全状況の確認等のモニタリングを行います



【Q10】事業期間中に給水区域が変わりますか

【A10】運営権者は、大阪市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例で定める給水区域において、事業実施するよう、実施契約書に定めており、変更する予定はありません



【Q11】災害時の対応は運営権者がされるのですか

【A11】運営権者が、工業用水道施設に係る応急復旧活動(管路の漏水の修繕作業等)を行うこととなります。なお、大きな災害が発生した場合は、大阪市水道局が、水道及び工業用水道施設の被災状況を総括して把握するとともに災害対応に関する指揮を行うこととしています



【Q12】工業用水道事業は円滑に運営権者に引き継がれますか

【A12】運営権者が、水道局の実績を理解した上で円滑に業務を開始できるよう、十分に業務引継ぎを行います。そのため、お客さまサービスの業務引継ぎの一環として、基本協定により秘密保持を厳格に行った上で、ユーザーに関する情報(※)も、必要なものについて、運営権者に提供する予定としています。

※ 会社名、住所、使用水量、給水料、給水施設図面等



運営権者への事業移行やサービス内容の充実を図るため、みなさまに、工業用水のご利用状況の確認や、市のサービスに対するご要望などについて、優先交渉権者とともにヒアリングやアンケート等の実施を検討しておりますので、実施する際はご協力のほどよろしくお願いいたします。

大阪市工業用水道は、令和4年4月1日からの大阪市工業用水道特定運営事業等（民間事業者が工業用水を供給する事業）に向け、取組を進めています。詳細を知りたい方は、下記のURLをご参照ください。

【大阪市水道局HP】 > [新たな官民連携手法導入の検討](https://www.city.osaka.lg.jp/suido/category/3516-8-2-0-0-0-0-0-0-0.html) > [工業用水道](https://www.city.osaka.lg.jp/suido/category/3516-8-2-0-0-0-0-0-0-0.html)



◆ 工 水 通 信 についてのお問い合わせ先 ◆

大阪市水道局総務部お客さまサービス課

工業用水道担当 電話番号：06-6616-5478

<https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000015747.html>



工水通信について何かご要望やご意見等ございましたら、お気軽にお問い合わせください。